

(取引情報蓄積機関)

(企画市場局 市場課)

1. 制度の概要

店頭デリバティブ取引に係る取引情報の収集及び蓄積に関する業務。

2. 指定、登録等の基準

◆金融商品取引法◆

(取引情報蓄積業務を行う者の指定)

第百五十六条の六十七 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより取引情報蓄積業務を行う者として、指定することができる。

一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。）であること。

二 第百五十六条の八十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この節において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第百五十六条の八十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの及び外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を含む。）の役員（外国の法令上これと同様に取り

扱われている者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第五十六条の八十三第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 取引情報蓄積業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、取引情報蓄積業務に係る収支の見込みが良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、取引情報蓄積業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 (略)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
DTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社	平成 25 年 3 月 8 日	東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 29 階 Tel 03-3519-1670	金商法第 156 条の 68 に定める申請書の提出があり、同法第 156 条の 67 第 1 項各号に定める要件を備えると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
○月末時点の取引残高件数に応じて以下の手数料 ・ 100 件以下 600 円/1 件 (税抜き) ・ 100 件超~1,000 件以下 350 円/1 件 + 25,000 円 (税抜き) ・ 1,000 件超~10,000 件以下 200 円/1 件 + 175,000 円 (税抜き)	金商法第 156 条の 74

<ul style="list-style-type: none"> ・ 10,000 件超～30,000 件以下 100 円/1 件 + 1,175,000 円（税抜き） ・ 30,000 件超～100,000 件以下 30 円/1 件 + 3,275,000 円（税抜き） ・ 100,000 件超 15 円/1 件 + 4,775,000 円（税抜き） <p>○口座管理手数料：月額 10 万円</p>	
--	--

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和3年9月1日
現在）

特に問題は認められない。